

霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱

平成 21 年 1 月 22 日

告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市民及び市民団体が行う市民活動中の不測の事故に対する補償について定めることにより、安心して活動が行えるように支援し、市民活動の活性化及び市民参加によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 霧島市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 市民団体 市民により構成された霧島市内に活動の拠点を置く団体をいう。
- (3) 市民活動 社会教育活動、社会福祉・奉仕活動、青少年育成活動、地域社会活動等で、本来の職務等を離れて無報酬（労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝金は報酬に含まない。）で行う計画的又は継続的な公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接参加する者をいい、観覧者を除く。

(市民活動の範囲)

第 3 条 市民活動の範囲は、別表第 1 のとおりとする。

2 次の各号に掲げる活動については対象外とする。

- (1) 自己のために行う活動
- (2) スポーツ活動（準備、指導等奉仕に係る活動は除く。）
- (3) 政治、宗教及び営利を目的とする活動
- (4) 夏祭りの神輿レース等の危険度が高い祭礼
- (5) 園児、児童及び生徒を対象とした学校等の管理下での活動
- (6) 日本国外での活動

(対象となる事故)

第 4 条 この市民活動総合補償制度（以下「本補償制度」という。）の対象となる事故は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 賠償事故

市民団体又は市民活動の参加者（以下「賠償補償対象者」という。）が、市民活動中に他人の生命、身体及び財物に損害を与えたことにより法律上の賠償責任を負うもの

(2) 傷害事故

市民活動の参加者（以下「傷害補償対象者」という。）が、市民活動中に発生

した偶然の事故により死亡又は負傷したもの（細菌性食中毒及びウィルス性食中毒、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、熱中症による事故を含む。）。ただし、市民活動が実施される場所と自宅との往復途上中の事故は、名簿等で確認できる者で、合理的な経路上のものに限る。

（適用除外）

第5条 賠償事故のうち、次の各号のいずれかに該当する事故については、補償の対象としない。

- (1) 賠償補償対象者の故意又は法令違反による事故
- (2) 戦争、暴動又は騒じょう等の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然現象による事故
- (4) 賠償補償対象者が使用する自動車（原動機付自転車を含む。）による事故
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保険約款に定める事由による事故

2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する事故については、補償の対象としない。

- (1) 傷害補償対象者の故意又は法令違反による事故
- (2) 戦争、暴動又は騒じょう等の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然現象による事故
- (4) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保険約款に定める事由による事故

（補償期間）

第6条 補償期間は、毎年11月10日午後4時から翌年11月10日午後4時までとする。

（保険契約による制度の保全）

第7条 市長は、本補償制度を保全するための手段として、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

（賠償事故に係る補償金限度額）

第8条 賠償事故において補償される金額は、別表第2に定める額を限度とする。

（傷害事故に係る補償金額）

第9条 傷害事故において補償される金額は、別表第3に定める額とする。

（事故発生報告及び事故審査）

第10条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、賠償事故又は傷害事故が発生したときは、市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書（第1号様式）に必要事項を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、本補償制度の適用の可否について審査し、本補償制度の適用範囲内と判断したときは、速やかに前項の市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書の写し及び審査結果を記載した市民活動補償事

故審査通知書（第2号様式）により保険会社に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、本補償制度の適用対象外と判断したときは、その旨を市民活動補償事故審査回答書（第3号様式）に記載して補償対象者に通知するものとする。

（補償金の請求）

第11条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、指定する請求書にその他必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者は、別表第3に定める支給事由の充足が確定した後（入院補償金及び通院補償金にあっては、すべての治療が完了した後）に、指定する請求書にその他必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補償金の支給等）

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、保険会社に保険金請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項により保険会社から保険金を受け取ったときは、補償金としてその全額を補償対象者又はその法定相続人に支払うものとする。
- 3 市長は、保険会社の事故調査の結果、保険金支払いの対象外であることが判明したときは、その旨を市民活動補償事故調査決定通知書（第4号様式）に記載して補償対象者に通知するものとする。

（庶務）

第13条 本補償制度における事務は、企画部共生協働推進課において行う。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、契約する保険約款を準用する。

附 則

この告示は、平成21年1月22日から施行し、平成20年11月10日から適用する。

別表第1（第3条関係）

活動分野	主な活動
社会教育活動	レクリエーション活動（オリエンテーリング、歩こう会、キャンプ等）、文化・芸術活動（講演会、講座、音楽会、美術展等の開催）
社会福祉・奉仕活動	福祉施設等の支援活動（建物の修理、リハビリ訓練の手伝い、施設行事の手伝い、理容、慰問等）、高齢者・障がい者等の支援活動（生活介助、手話通訳、送迎等）、清掃活動（海岸、河川、公園、道路等の清掃）
青少年健全育成活動	子ども会活動、青少年の指導育成活動（スポーツ指導、あいさつ運動、読書会（読み聞かせ）、お年寄りとの交流会、街頭補導等）
地域社会活動	防火・防災活動、防犯パトロール活動、交通安全活動、子育てサロン、自治公民館・自治会活動（地域の清掃、資源ごみ回収、文書の回覧（配布）、運動会・祭り等）
その他	上記に類する活動

注）活動には準備作業を含む。

別表第2（第8条関係）

補償金の種類	補償金限度額	
身体賠償	1人につき 1事故につき	5,000万円 1億円
財物賠償	1事故につき	500万円
受託物賠償	全期間につき	500万円
生産物賠償	1人につき 1事故につき	5,000万円 1億円

別表第3（第9条関係）

補償金の種類 (1人につき)	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡したとき。	500万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかったときは、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定されたとき。）。	最高 500万円
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、入院による治療を受けたとき（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。）。	入院1日につき 5,000円
手術補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生日から起算して180日以内に手術を受けたとき（1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る。）。	最高 20万円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けたとき（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）。	通院1日につき 3,000円

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

霧島市長 様

報告者住所

報告者氏名

印

※賠償事故加害者又は傷害事故負傷者との関係

（本人・親権者・相続人・その他）

今後の連絡先（ ）－（ ）－（ ）

市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱第10条第1項の規定により報告します。

なお、補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報と同要綱第7条に規定する保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	男・女 年齢 歳		
		住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）		
	団体名				
被害者	氏名	男・女 年齢 歳			
	住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）			
傷害事故	氏名	男・女 年齢 歳			
	住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）			
	団体名				
活動名		活動内容			
事故発生日		発生場所			
疾病名		治療見込 期間	入院見込 通院見込	日間 日間	
病院名		医師名			
病院住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）				
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載してください。				
主催者又は 目撃者	氏名				
	住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）			

年 月 日

様

霧島市長



市民活動補償事故審査通知書

別紙の市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書に記載のとおり事故が発生しました。
この事故について審査した結果、以下のとおり霧島市市民活動総合補償制度適用の対象になると判断しますので、霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱第10条第2項の規定により通知します。

受 付 日	
事 故 発 生 日 時	
活 動 内 容	
審 査 の 結 果	

年 月 日

様

霧島市長



市民活動補償事故審査回答書

市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書に記載の事故について、以下のとおり判断しましたので、霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱第10条第3項の規定により通知します。

受 付 日	
事 故 発 生 日 時	
活 動 内 容	
審 査 の 結 果	
決 定 理 由	

年 月 日

様

霧島市長



市民活動補償事故調査決定通知書

市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書に記載の事故について、保険会社の事故調査の結果、以下のとおりとなりましたので、霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱第12条第3項の規定により通知します。

受 付 日	
事 故 発 生 日 時	
活 動 内 容	
調 査 の 結 果	
決 定 理 由	